

「安彦一恵先生の業績をふりかえる」シンポ
京都生命倫理研究会、於 京都女子大学、2012. 3. 25.

社会哲学と倫理性 ― 安彦一恵における

林 誓雄¹ (立命館大学・日本学術振興会)

はじめに

安彦一恵氏の「社会哲学」²領域の(あるいはそれと関連する)業績は、以下の通りである。

- [01] 1976/03 ヘーゲルの「近代」論――イエナ時代を中心として―― (『倫理学研究』6号)
- [02] 1976/06 G.W.F.ヘーゲルにおける思想形成の内面的展開 (一) (『哲学研究』531号)
- [03] 1978/03 A.シュッツのウェーバー批判――「理解」的方法の展開―― (『倫理学年報』27号)
- [04] 1978/09 ベルン時代におけるヘーゲルの《自由》概念 (『実践哲学研究』1号)
- [05] 1978/11 G.W.F.ヘーゲルにおける思想形成の内面的展開 (二・完) (『哲学研究』538号)
- [06] 1980/02 イエナ時代前期におけるヘーゲル哲学の特質 (『関西哲学会紀要』第15冊)
- [07] 1983/04 ヘーゲル――《よき生活》の探求―― (深谷／寺崎編『善の本質と諸相』昭和堂)
- [08] 1986/12 ヘーゲルの近代論――現実との和解―― (中埜肇編『ヘーゲル哲学研究』理想社)
- [09] 1996/04 「相対主義」の克服――R.ローティに即して―― (DIALOGICA No.1)
- [10] 1997/03 保守主義・伝統主義・歴史主義――批評：西部邁『思想の英雄たち』―― (DIALOGICA No.3)
- [11] 2001/05 国家――「公共性」あるいは「公ということ」をめぐって―― (加茂直樹編『社会哲学を学ぶ人のために』世界思想社)
- [12] 2002/04 2001年度大会シンポジウム「問題としての民主主義」シンポジウム要録 (序文およびディスカッション要録) (関西倫理学会編『倫理学研究』32号、晃洋書房)
- [13] 2004/08 序論「公共性」をめぐって何が争点であり、何が論点であるべきか(安彦／谷本編『公共性の哲学を学ぶ人のために』世界思想社)
- [14] 2004/09 「エゴイズム」とは何であって、その何が問題なのか――「倫理」をめぐる論点の整理のために―― (『日本倫理学会 第55回大会報告集』)
- [15] 2005/03 論点のさらなる整理のために (『倫理学年報』第54集)
- [16] 2005/03 いかなる倫理が「私」を超えうるのか――公共性と倫理―― (『DIALOGICA』第8号)
- [17] 2005/03 「公共性」についてどう考えるべきか (安彦一恵『「公共性」の社会倫理学的研究』(平成14年度～平成16年度科学研究費補助金 ((C) (2)) 研究成果報告書報告書))

¹ mail : seiyuh@gmail.com

² なお、本報告では「社会哲学」ということで、「社会のあり方や構造を考察・分析する学、および/かつ社会のあるべき姿について研究する学」を差し当たり指すものとする。

安彦氏の社会哲学への関心は、処女論文「ヘーゲルの『近代』論」から 2005 年の諸著作に至るまで長きに渡り続いており、彼の哲学・倫理学者人生のほとんどが社会哲学研究に費やされていると言っても過言ではなかろう。もちろん、前期のヘーゲル論等を見逃すことなどできないわけだが、それら膨大な業績をも含めて報告を行うことは、報告者の手に余る。そこで今回は、安彦氏社会哲学についての思想の到達点に焦点を絞り、氏の後期の業績(特に、[11]～[17])を中心に扱いながら報告を行ないたい。以下では、安彦氏社会哲学における主義主張をまとめ、それを踏まえた上でいくつか疑問点を示すことにする³。

1. 安彦の「社会哲学」

1.1 安彦「社会哲学」における「国家」と「公共性」

2004, 5 年の業績に繋がる形で、安彦氏社会哲学における考察が登場したのは、2001 年の加茂直樹 編『社会哲学を学ぶ人のために』に所収された論考[11](「国家——『公共性』あるいは『公(ということ)』をめぐる——」)であると思われる。そこでは論考冒頭で、(1)〈ひとの在り方〉のいかなるかたちが国家を構成するのか、および(2)「公共性」あるいは「公(ということ)」とは何かという問いが立てられ、論文後半において近代と現代との違いに着目しながら、特に「公」について考察される。

まず(1)の問いについては、それに対応する答えが明示されていないために、安彦氏の主張が汲みとりにくいわけだが、差し当たり「国家」ということで氏が規定したものとして次の二つを挙げることができるだろう。すなわち安彦氏は、(1-a)「国家」とはその本質として、「正義」が行なわれている事態であり、またそこから派生して「正義」の履行を人々に強いる機能体として規定する⁴。また、(1-b)人が個人としてもつ「必要」に定位し、国家をその必要を満たす共同性であるとも言われる⁵。

他方で、(2)の問いに関しては複数箇所では明瞭に答えが与えられる。とはいえ、おそらくは基本的な答えは、(2-a)「公」とは、人のまさしく「正義」を遵守しようという性格のことだとされるものであろう。そして、この答えをもとに「近代・現代」の区別を入れると

³ 以下、安彦氏の論考に言及・参照する際には、本報告 1 頁目で並べた業績一覧の番号とそのページ数/段落番号を記して示すことにする。

⁴ 安彦[11]p. 276

⁵ 安彦[11]p. 281

次のようになる。すなわち、近代においては、(2-b-1)「公/公性」は、「名誉」を求める性格のこと、あるいは「法」を純粋な義務として遵守しようという性格のこと(だがそれが困難な場合には、「卓越主義」的に、「法」の遵守のうちに人としての価値の実現といったものが想定される)だと言われる。こういった「(近代的な)公」が崩壊した現代に至ると、(2-b-2)「公」とは、審議を尽くし、そこで出てきた結論には従うという性格のことだと言われる。

以上のように考察された「国家」および「公/公性/公共性」を基本型として、その後の「社会哲学」論が展開されることになる。ところで安彦氏は、論考[13](「序論『公共性』をめぐって何が争点であり、何が論点であるべきか」)において、「公共性」のレベルを「経済性」「倫理性」「政治性」に区分し、それぞれのレベルでの公共性に関して論点を整理している。本報告が目指したいのは、その論点整理の途上で「倫理的公共性の議論は、そもそも倫理性とは何であるのかの解明がなおなされるのでなければならないだろう」⁶と自ら課題を設定し、これに論考[16](「いかなる倫理が『私』を超えうるのか——公共性と倫理——」)で、自ら答えようとしている点である。報告者はこれを、安彦氏の「社会哲学」論における中心的な流れであると理解した。そこで以下からは、安彦氏の「(倫理性の次元における)公共性」論、およびそのときに持ち出される「倫理性」に論点を絞り、それぞれに関する安彦氏の主張をまとめることにしたい。

1.2 論考[13]における倫理的公共性についての議論

すでに述べた通り、安彦氏は論考[13]の中で「倫理的公共性の議論は、そもそも倫理性とは何であるのかの解明がなおなされねばならない」と述べており、そのために論考[13]では「倫理的公共性」について詳細に語ることをしないものの、部分的な考察ならば見出すことができる。そこでまずは、論考[13]における「倫理性」について確認しておく。

安彦氏は、倫理の基本型として利他主義を措定する⁷。そして利己主義と区別する形で、利他主義ということで意味されるものを次のように彫琢する。

利他主義は、その相互性のかたちでは一般的に黄金律によって定式化されうるが、〔…中略…〕それはさらに、たとえばヘアのように、「自分がしてもらいたいと思う内容から独立に、相手がしてもらいたいと思っていることを(想像力を介して)確定し、自分が

⁶ 安彦[13]p. 17

⁷ 安彦[13]p. 15

してもらいたいと思うことを相手に求めるのであれば、自分としても相手に、その相手がしてもらいたいと思うことを行なえ」と再定式化されるのでなければならない。

⁸[傍点は安彦氏のもの]

安彦氏は、利他主義の中でも「真正の利他主義⁹」に定位すべきと主張する。そして、この「真正の利他主義」は、「相手の自由な利の追求を自分として第一義とするものとして、(消費者主権的、個人主義的)自由主義を原理とする」¹⁰と言われる。だがこの稿ではそれ以上には進まず、この「利他主義」には、動機の困難性という問題点があると指摘した上で、「倫理的公共性の議論は、そもそも倫理性とは何であるかの解明がなおなされるのでなければならない」として論点整理を終えている。それでは、倫理ということで利他主義を採用する場合に、この動機づけという問題点を、安彦氏はどのように解決するのだろうか。

1.3 論考[16]を中心とした公共的倫理性の議論

論考[13]での課題設定を受けて、(報告者の理解する)安彦氏は利他主義における動機性の解明に向かう。そこで安彦氏はまず、政治と倫理との違いについて論じ、権力性の有無でもって法律と倫理を区別する。つまり、権力性があるものが政治＝法律であり、権力性をもたないものが倫理となる¹¹。それはまた、倫理とは意志(強制)性の不在でもって特徴づけられるとも言い換えられる¹²。おそらくはその意味で、つまり権力性とは「個人の自由性の否定」と言われる¹³ものであるがゆえに、後の議論において公共的倫理性の基盤の一つとして安彦氏は「自由主義」を採用ことになるのだと思われる。つまり、安彦氏が主張するのは、自由主義的な倫理的公共性である。

次に、経済と倫理との違いについて論じられ、経済が自己利益的行為を原理とするのに対し、倫理は利他的であるか利己・利他中立的な行為を原理とするとされる。端的に、倫理には利他ないし平等があると言われる¹⁴。

そしてこの利他主義に関して、本報告 1.2 で見たのと同様に、次のように限定がなされ

⁸ 安彦[13]pp. 15-6

⁹ 二重下線は報告者の強調。以下同様。

¹⁰ 安彦[13]p. 16

¹¹ 安彦[16]103

¹² 安彦[16]108

¹³ 安彦[16]305

¹⁴ 安彦[16]111

る。すなわち、利他主義ということでは、「何であれ他者の自然的利益を優先するという種類の利他主義(=非-パターンリスティックな利他主義)」が主張される(とはいえ、他者危害原則は守られる)。安彦氏は、利他主義をこの利他主義に限定して倫理的公共性を主張する。

そしてまた、平等主義についても同様に、限定がなされるのだが、論考[16]ではひと言で「自由主義を含む」平等主義とだけ言われている¹⁵。別の論考では、「公平主義」を説明する箇所で、「分かち合う」ことではなく「譲り合うこと」だと説明されている¹⁶が、これが平等主義を説明するものの一つであるように思われる。

最後に安彦氏は、利他主義と平等主義を説明した後に、この二つが「愛」と本質的に関係すると論じる。安彦氏によれば、「愛とは相手をそのまま尊重することであり、無私のものであるだけでなく、選別・排除をしないものであるという¹⁷。かくして、愛は倫理的公共性の核心であると言われることになる¹⁸が、何故に安彦氏が「愛」を利他主義と平等主義と関連づけて論じているのかというと、それはおそらく先の論考[13]で倫理的公共性に関する問題、すなわち動機性という問題に答えるためなのであろうと推察される。その証拠として安彦氏が、論考[16]の最後で、次のように結論していることを挙げておこう。すなわち「タイプとして『倫理的公共性』を指定するのなら、(...「端的な平等志向」に加えて)『博愛』の現実性¹⁹を語るしかない」²⁰と。

以上をまとめると、次の通りとなる。安彦氏の主張する「倫理的公共性」とは、自由主義(的自己観)を前提とした上で、「(真正の)利他主義」および「平等(公平)主義」を採ることによって「私」を超えることであり、その際には「(博)愛」によって動機づけが可能とされるようなものである、そのように了解することができると思われる。

¹⁵ 安彦[16]308

¹⁶ 安彦[14], Cf. 安彦[15]

¹⁷ 安彦[16]401

¹⁸ 安彦[16]405

¹⁹ 安彦[13]p. 16 において、「現実性」は「動機性」とイコールで結ばれている。

²⁰ 安彦[16]407

2. 安彦「社会哲学」に対する疑問点

さて、以上のようにまとめられる安彦氏の主義主張に対して、報告者は次の二つの点について疑問を抱いた。最後に、それらについて触れながら報告を終えることにしたい。

2.1 疑問点その 1

安彦氏は、論考[13]において、利他主義をとるときの問題点として「動機の困難性」を挙げ、これに対しては、(報告者の理解では)「(博)愛」による動機づけということで解答を与えていたと思われる。しかしながら報告者は、「愛」による動機づけの説明に疑念を抱いている。そもそも安彦氏の提示する「愛」の説明は、「相手をそのまま尊重すること」、「無私のもの」、そして「選別・排除をしない」というものであった。これらはみな、いわば消極的な説明に留まると考えられ、利他的な行為をわれわれが行なうときの「指針/方針」についての説明でしかないように思えるのである。この説明は、論考[15]においても「相手の『利』をそのまま認める」だとか、坂井氏の発言を引きつつ「相手に対して甘ちゃんになる」と言い換えられているように思われるが、「そのまま認める」ことや「甘ちゃんになる＝甘やかす」ということが、積極的な利他的行為を動機づけるとは、とうてい思えない。

もちろん、上記のような疑念が妥当なものであるのかどうかは、「動機性/動機づけ」ということで安彦氏が何を意味しているのかということに依存するわけだが、論考[13]pp. 16-7 の書き方を見る限り、安彦氏が動機性ということで念頭にあるものは、何らかの積極的な行為を導くようなものとして動機を考えているように思える。そうであるとするなら、結局「愛」による動機づけとは、上述の「指針/方針」を採りつつ、(例えば自己利益を求めるような「欲求」に対抗しうるものとして)「愛」という原理が人間本性のうちに内在的に備わっていて、それによって人は利他的な行為へと積極的に突き動かされることになるという事態と考えてよいのだろうか。安彦氏の利他主義が、まさに「現実性」をもつためにも、ここは是非とも安彦氏に「利他主義における動機性」について、さらなる明快な説明を与えてもらいたいところである。

2.2 疑問点その 2

二つ目の疑問点は、端的に言うと次のようになる。すなわち、安彦氏の「自由主義的利他主義」は、それを社会哲学(公共性の哲学)の基盤として位置づけるときに、結局のところ、安彦氏自身が批判した共同体主義とともに、「権力性が存在する」という理由で自壊するの

ではないか、というものである。

すでに見た通り、安彦氏は「倫理性」というものを考えるときに、「真正の利他主義」を採る。そしてこの利他主義の前提として、「自由主義的な自己観」を採用するわけだが、この「自由主義」とは、他者危害のない自然的欲求/利益を尊重/優先する立場であると説明される。そしてまた同時に、「自由主義的な利他主義」には「権力性」が不在であることが、幾度も確認・強調される²¹。

なるほど、安彦氏が念入りに留保をつけている通り、他者危害のない自然的欲求/利益に対しては「非-パターナリスティック」に対応し、他者危害的な欲求/利益に対しては「パターナリズム」を認めるという説明は、一見すると本人が主張する通り、「権力性の存在の嫌疑」を免れているように思えるかもしれない。しかしながら、安彦氏の「自由主義的利他主義」は、共同体主義とパラレルな構造をもつものとして再構成できるがゆえに、結局は「権力性」を持たざるを得なくなるのではないか、そう報告者には思われるのである。

そもそも安彦氏は、共同体主義に対して、次の二つの点で「権力性の嫌疑」をかけることができるとしていた。一つ目は、「自分の共同体を他の共同体に対して優位化」していると考えられるがゆえに、自身とは異なる共同体に対して、自身の価値が求められる「べき」だと説く点に指摘される「権力性」である。二つ目は、一つの共同体内部における他のメンバーとの関係に則したものである。「全メンバーがいわば自然的に(最初から)共通の同じ価値を志向しているのであるなら問題ないが、そうでない場合、共同体主義は、他者に対して(私が志向している)価値を求めるべきであると説くことになる。言うまでもなく、ここには一つの権力性がある」ことになる[下線は安彦氏のもの]²²。

以上の安彦氏による共同体主義批判それ自体は、ある程度納得のいくものである。そしてまた、安彦氏自身の「自由主義的利他主義」においては、他者危害的でない利益/欲求は非-パターナリスティックに尊重/優先されるわけなので、確かに共同体主義に対して指摘された二つ目の権力性の嫌疑は免れていると言えるだろう。しかしながら、他者危害的な利益/欲求に対しては介入がなされることになり、そうであるがゆえに、共同体主義に対して安彦氏が指摘したところの「一つ目の権力性の存在の嫌疑」を免れていないと思われるのである。

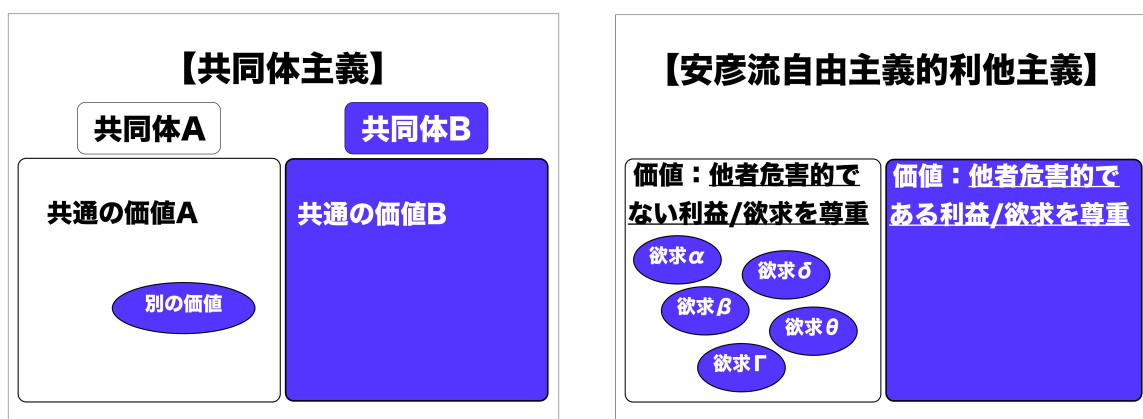
例えば、安彦流「自由主義社会」では、「他者危害的でない欲求/利益を尊重すること」

²¹ 安彦[16]307

²² 安彦[16]304

「安彦一恵先生の業績をふりかえる」シンポ
京都生命倫理研究会、於 京都女子大学、2012. 3. 25.

が共通の価値とされており、他方で安彦流「反-自由主義社会」では、「他者危害的な欲求/利益を尊重すること」が共通の価値とされているとする。このとき、安彦氏に従うなら、前者が後者の価値をパターンナリストティックに規制・排除することが認められる。だが、それは安彦氏が共同体主義を批判した際に指摘したところの「一つ目の権力性」の表れであると言っているのではないか。そうすると、安彦氏が、共同体主義を「一つ目の権力性」の嫌疑でもって斥けておきながら、「自身の自由主義社会が反-自由主義的な社会や人々を排除すること」に「権力性」を認めないのであれば、それは不当である。安彦氏の「自由主義的利他主義」にも共同体主義を斥けた際の「(一つ目の)権力性」が存在すると言っているのであれば、安彦氏は自身の議論の中で不整合を来していると考えられるのである。



まとめると、安彦氏が掲げる「自由主義的-倫理的公共性」に、「権力性」と繋がらざるを得ない何らかの要素がはらまれるとするならば、自身が何度も「権力性の排除」を強調していることが逆に、安彦氏の議論の失敗を示すものとなる、そう報告者は考える。端的に、安彦「社会哲学」は自壊している、そう報告者には思えてならない。

以上のように疑問点を二つ示しはしたものの、それらの疑問がそもそも、報告者の誤読や無理解に基づいている恐れがあるやもしれない。しかしながら、仮に報告者の疑念が、ある程度正鵠を射ているものであるのなら、それに対する何らかの応答を安彦氏に待ち望むことが、報告者には許されてもよいであろう。

[付記]

本稿は、平成二三年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。